

■ 平成25年12月静岡県議会定例会

● 浜岡原子力発電所の原子力災害発生時の避難計画について伺います。

これまで、原発の安全性に対する大勢の皆さんの御懸念に対し原発は、事故災害があっても止める、冷やす、閉じ込めるの三つが確実にできることになっているから安全であると答えられてきました。本議会における答弁でもとめる、冷やす、閉じ込めるという言葉が何回となく繰り返され、安全だと言われてきました。しかし二〇一一年三月十一日の福島第一原発事故を境に日本の原発政策は百八十度転換し、絶対安全から絶対安全はあり得ないことを前提として、国も自治体も国民の安全を守る政策をとることになりました。浜岡原発が立地する本県中部電力浜岡原発でも福島同様の過酷事故を引き起こし、放射性物質が環境に大量に放出される危険を想定し県民はもとより国民の安全を守る責任とその対策が義務づけられました。さらに原発の平常時の事故はもとより、想定される東海地震、東南海地震、南海トラフ巨大地震に起因する原発災害をも視野に入れた県民の安全確保対策が緊急に求められ、それが本年六月、県がまとめた第四次地震被害想定となり静岡県地域防災計画が改正されることとなりました。その中から原発防災について見ればその眼目は、巨大地震による地震津波による大災害と原発事故が同時発生することを想定し、県民を安全に避難させその生命を守ることです。

そこで、第四次地震被害想定を踏まえた原子力災害発生時の避難計画の策定方針と課題について県の御所見を伺います。以上について答弁を求めます。(拍手)

● 浜岡原子力発電所の原子力災害発生時の避難計画についてお答えをいたします。 危機管理監 (小川英雄)

本年六月及び十一月に公表いたしました第四次地震被害想定では、巨大な地震と津波により県内全域にわたって甚大な被害が発生すると想定しております。このような状況であっても原子力災害が発生した場合には、避難計画の対象地域である浜岡原子力発電所から三十一キロ圏内に居住する最大で約八十六万人を安全な場所に迅速に避難させる必要がありますが、地震や津波による道路の被害、県内や隣接県の被災による遠方への避難、避難に時間を要する災害時要援護者の避難手段の確保など多くの困難な課題があると認識しております。

県といたしましては、被曝を可能な限り低減すること及び再避難をなくすことや移動時間を短くすることなどにより、避難に伴う負担を軽減することを基本方針とし、避難計画の策定に取り組んでおります。策定に当たりましては、原子力災害時の避難計画の策定支援のためことし九月に地域ごとに設置をされました国のワーキングチームや他県の協力を得ながら、市町と連携しましてこれらの課題を一つ一つ解決し、実効性のある避難計画とする考えであります。以上であります。

● 浜岡原子力発電所の原子力災害発生時の避難計画についてお伺いします。

先ほど御答弁で課題がさまざまあるというようなお話をいただいたと思います。その中の具体的に幾つかお伺いしなければならないというふうに思いますので、お聞かせをいただきたいと思います。

東北大震災の震源は、太平洋上はるか百三十キロの沖合でございました。今度は震源が浜岡原発の直下になることも想定されるわけでございます。津波の前に原発の破壊が進み、地震直後に放射能が周辺環境に拡散することも予想されるわけでございますけれど、そのときは被曝する前に住民を安全な場所に避難させるということは不可能ではないかなというふうに思いますが、見解をお伺いしたいと思います。

二つ目には、住民の避難は、基本的に世帯ごとに自家用車で避難する計画だというふうに伺っております。地震による道路破壊、倒木、津波冠水、橋梁の破損、道路沿いの山腹崩壊による道路の遮断、避難をしていく車の大渋滞、さらには道路敷の液状化等の発生によって自家用車での避難は不可能となるのではないかというふうに考えますが、見解をお伺いさせていただきたいと思います。

三つ目でございます。避難中に風が県や市から指示された避難方向に流れてくることも予想できますが、その際行き先の変更はどのようにされるのか。大混乱のさなかに正確な指示の伝達が可能なのかどうかお伺いをいたします。

次に、最も困難な寝たきりの老人や障害者、弱者の避難計画はどうなっているのかお伺いをいたします。

五つ目でございます。三十一キロ圏内の十一市町は、同様の困難を抱えることになると思います。結局のところ先ほどお話のありました八十六万人の避難は現実的ではないと。そんなふうに思いますが、御見解をお伺いをさせていただきます。

さらに、この原発の避難計画。地震防災と原発防災が全く別々で整合性がないというふうに感じるわけでございます。根本的な対策は、知事がたびたび発信されているように地震に襲われる前に九千五百体余りの燃料を取り出し安全に管理することと原発敷地の他用途への転換が最良の防災だというふうに思いますが、川勝知事の考えをお伺いいたしまして、私の質問を終わります。

● 浜岡原子力発電所の災害発生時の避難計画についての再質問にお答えをいたします。 危機管理監 (小川英雄)

まず初めに、地震動で原発そのものが破壊されるのではという再質問でございましたんですけども、本年七月に原子力規制庁がシビアアクシデント——つまり想定されるあらゆる危険な状態が発生をする可能性というものを考慮した上での新しい安全基準というのを定めております。その中でそれ以後津波に対する対応ばかりでなくて、地震動に対する対応というのも当然その中に含まれております。したがいまして、事業者において十分な安全性が確保されるように地震動対策ができるものというふうに考えております。

なお、県としては当然事業者、それから国、双方に十分な安全の確保をお願いをしていくとともに、県としても監視をしていくということになろうかと思います。

それから二点目でございますが、地震動で道路の液状化であるとか、橋梁が落ちるであるとか、崖崩れであるとか、あるいは大渋滞が発生をするというような事態が当然想定をされるというふうに思います。そのそれぞれについて先ほども御答弁申し上げましたんですが、一つ一つ丁寧に解決をしていこうという姿勢で臨んでおります。そのときに外にいる時間をできるだけ短くするんだということを大前提で考えておりまして、例えば分散型の避難を指示することによって、一遍に同時に逃げてしまいますと大渋滞がまさに御指摘のとおり発生をいたしますので、分散型で少数単位で逃がすというようなシミュレーションも今試みているところでございまして、できるだけ短時間で三十一キロの圏外へ避難できるようなこと。それからあとは、避難路の例えば液状化であるとか、橋梁の落下等を防止するような対策をつくるとか、あるいは付近を走っております東名、新東名も活用をしてしまうとか、そういうことも含めながら、一つ一つ丁寧な対策を検討している最中でございます。

それから、三点目でございますけれども、避難中の情報の伝達というものでございますが現在考えられる中でも例えばほとんどの車がFM放送を積んでおりますので、FMの発信機を新たに備えるとか、それで情報を流すとか、あるいは避難単位を先ほども小さい単位にすると申し上げましたんですけども、いわゆる個別の受令機——FMでございますけれども専用の受令機を全世帯に配るとか、そういう工夫をしながら移動中であってもしっかりと情報伝達できるような工夫をしていきたいと思います。

それから、災害時要援護者でございますけれども、これは原子力事故のいわゆる展開状況にもよりますけれども、国の原子力災害対策指針の中では避難に時間を要する災害時要援護者については、早い段階で避難を開始するという原則になっておりますので、これにのっとりまして当然のことながら専用の避難方法を考慮してまいりたいというふうに考えております。

それから、原発の避難計画との整合性のお話ではございますけれども、先ほど申し上げていますとおりいろいろな課題をあらゆる制限なしでまさに制限なしで工夫し考えることによって、できるだけ被曝を避けて安全に避難をさせるということが可能になるような対策を考えてまいりたいと思います。

燃料棒の安全性等の確保でございますけれども、現在も使用済み燃料、あそこの中にたくさん入っておりまして、それにつきましては現在中部電力のほうでもできるだけ安全に燃料の中間貯蔵をするということで、いわゆる乾式貯蔵施設というものが考慮されておりました、乾式貯蔵施設に移すことによって電気も要らない、それから水も要らなくて普通の空気の流れだけで安全にキャスクを冷やすことができるというような対応を図ろうとしておりますので、そういう形での安全性の確保をお願いをしたいというふうに考えています。以上でございます。

■平成26年6月静岡県議会定例会

【問】浜岡原発における避難計画の実効性について伺います。

県民の命と安全を守ることを県政の第一の使命としている川勝県政にとって、浜岡原発の安全管理は基本的な施策の一つとなっております。かつて全国の立地県の知事は、原発の管理と安全は国の一元的な指揮下にあるとして自治体には何の権限もないとしてきましたが、福島第一原発の事故により原発の安全管理に知事や各首長が大きな発言力を持つようになりました。

さて最近、国と県によって浜岡原発と県民の安全にとって重要な文書が二つ発表されました。一つは四月一日に公開された浜岡原発放射性物質拡散予測図です。浜岡原発四号機が福島同様の過酷事故を起こし放射性物質が施設外に放出されたときの拡散傾向を二〇一一年の毎月上旬、中旬、下旬の三十六事例についてS P E E D Iで予測したものです。県によりますと海側に拡散するものが十七例、主に海側で一部陸側を含むものが十例、主に陸側が九例とされました。この中の海側とされた十七例中十二例は、風下に東には伊豆半島、西には渥美半島、志摩半島があり、陸地への拡散のおそれがあると考えられます。これらを含めますと、浜岡原発の地理的条件は少しでも陸地にかかる確率が実に八六％にも及ぶこととなります。

二つ目の文書は、四月二十三日に発表された三十一キロ圏内区域の住民避難シミュレーションです。それによると九〇％避難におよそ二十八時間かかると計算されていますが、道路の損傷等は計算外です。しかも昨年から交渉している避難受け入れ先の手当では厳しい状況とのことです。さらに当面の受け入れ期間は一カ月程度と短期間を予定しての交渉とのことです。

そこで伺います。巨大地震が起きたときに現在の想定時間で支障なく避難することができるように避難方法を早急に検討する必要があると思いますが、どのように進めていくのか伺います。また県境を越える避難の受け入れ先をどのように確保していくのか伺います。

【答】大規模地震への万全の備えについてのうち、浜岡原発における避難計画の実効性についてお答えいたします。

危機管理監（岩田孝仁君）

原子力災害が発生した場合を想定し、原子力災害対策重点区域であるP A Z・U P Z圏に係る十一市町の約九十六万人を対象とする避難計画の策定を現在進めているところであります。さきに実施いたしました避難シミュレーションでは、一定時間置きに一定台数の自家用車で避難する段階的避難が、渋滞をできるだけ発生させず運転時間を短縮できる方法であることが導き出されました。一方で、大規模地震と複合する最悪の事態を考えると、実効性ある避難計画とするためには多くの課題があります。例えば橋梁の耐震化や道路の応急復旧用資機材の配備など地震・津波による道路被害への対策、東名・新東名高速道路を活用した避難車両の円滑な通行、高齢者など要配慮者への避難手段の確保、段階的避難についての住民の理解、住民への情報伝達手段の確保などが挙げられます。これらの課題につきましては国や関係市町、関係機関と連携し一つ一つ解決していくことにより、実効的な避難方法とその実施体制を確立するよう取り組んでまいります。

また、県境を越える避難の受け入れ先につきましては、昨年九月に地域ごとに設置された国のワーキングチームを通じて、現在避難先の候補となる県に対し受け入れ可能人数の照会を行っているところであります。引き続き国の協力を得ながら関係する県との調整を行い、早期に具体的な受け入れ先を確保できるよう努めてまいります。以上であります。

【問】意見、要望をさせていただきます。

浜岡原発における避難計画の実効性でございます。

複合災害のときに非常にさまざまな困難が予想されるわけでございますが、そうならないための方策として、一つは過酷事故により浜岡原発の放射性物質の拡散を防ぐために今急いでやるべきこと。それは三号機、四号機の燃料プールで冷却中の使用済み燃料、これを安全な場所で冷却管理することだと私はそう思います。その意味で浜岡原発敷地内での冷却管理を進めるということ、この乾式貯蔵施設の設置ということについては中部電力でも計画を持っているということでございます。これまでも県は、これについて早く設置をするようにというようなことで中部電力に申し上げていたと思いますが、このことについても再度強く要請していただきたいと、そんなふうに思います。